



# 環球 中国法月報

2018年7月号

## スポットライト

中国サイバーセキュリティ法が外資系企業に与える  
影響とその対応について  
—実施1年後の現状を踏まえて—

編集・発行：環球法律事務所 日本業務チーム

## 法律トピックス

- 481号文廃止後の医療費補助金給付に関する問題についての分析
- 史上空前の個人所得税制改革

## 法務アンテナ

- 「フランス優勝で全額返金」の華帝は、本当に勝者か？



環球法律事務所  
GLOBAL LAW OFFICE  
北京・上海・深セン  
[www.glo.com.cn](http://www.glo.com.cn)





スポットライト

## 中国サイバーセキュリティ法が外資系企業に与える

### 影響とその対応について

—実施1年後の現状を踏まえて—

## I はじめに

中国の「サイバーセキュリティ法」(中国語: 中華人民共和国网络安全法、以下「本法」という)が 2017 年 6 月 1 日に施行されてから、一年余りが過ぎた。中国のネット空間における安全管理の根幹をなす本法の施行は、企業、特に中国でビジネスを展開する外資系企業の経営に大きな影響を与えるものであることから、多くの企業で関係動向が注視され、対応策が採られている。

ところが、欧米系企業と比べると、少なくとも去年の段階では、日本企業はさほど強い関心を示していたわけではなかったようである。デロイト トーマツ リスクサービス株式会社が昨年 4 月に実施した調査<sup>1</sup>では、日本企業の 90.6%が本法を理解しておらず、47.2%はその存在すら知らないという結果であった。また、中国で事業を手がける企業に限っても、対策を検討しているのはわずか 3.2%に過ぎなかったという。日本では本法の認知が低く、対応が進んでいないことが如実に表れた形となった。

しかし、今年に入ってからはやや状況が変わったようである。これは、本法の対策支援ビジネスが活気づいてきたことから伺える。週刊 BCN の報道によると、昨今、一部の日本 IT ベンダーは本法の解説や対策法を示すユーザー企業向けセミナーを精力的に開催しており、担当者は「満員の状況が続いており、お客様の関心は非常に高い」と口を揃える。<sup>2</sup>

一方、中国の規制当局は、本法の規制を具体化する付随規定等の制定を立て続けに行い、企業に対しネットワークの安全に関するコンプライアンス要求を提起している。そこで、本稿では、本法の実施は中国に進出している外資系企業にどのような影響を与えるか、どのような法的リスクがあるか、どのように対応すべきかといった観点から、必ず知っておくべき重要な課題や問題等を整理・解説したい。

## II サイバーセキュリティ法による規制の対象

本法により規制を受ける主な対象者は、「ネットワーク運営者」及び「重要情報インフラ運営者」、「ネットワーク製品及びサービス提供者」である。

### 1. ネットワーク運営者

「ネットワーク運営者」とは、「ネットワークの所有者、管理者及びネットサービス提供者」をいう(本法76条3号)。その範囲にどこまでのものを含むのかは極めて曖昧と言わざるを得ず、一部の日系企業クライアントから、「社内にデータの通信ネットワークを有しているが、当社は『ネットワーク運営者』に該当するのか」との問い合わせが寄せられたこともある

<sup>1</sup> <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-nr-nr20170601-1.pdf#search=%27%E3%83%87%E3%83%AD%E3%82%A4%E3%83%88+%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%84+%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE+%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%90%E3%83%BC%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%27>

<sup>2</sup> [https://www.weeklybcn.com/journal/explanation/detail/20180125\\_160605.html](https://www.weeklybcn.com/journal/explanation/detail/20180125_160605.html)

この点については、本法における「ネットワーク」の定義から分析する必要がある。本法では、「ネットワーク」とは、「コンピューターやその他の情報端末、関連設備等で生成され、一定の規則及びプログラムに基づき、データの収集、保存、転送、交換、処理を行うシステム」と定義されており(本法76条1号)、通信回線やインターネットに限定されておらず、広く情報システム全般を含んでいると考えられる。この定義からすれば、いわゆる企業内部で使用されるイントラネット等もネットワークに含まれる可能性がある。したがって、社内でデータ通信ネットワークを構築しているあらゆる企業及びウェブサイト等を開設する一般企業も、ネットワーク運営者に該当することになる。

ここで次の点に留意する必要がある。日本や欧米各国におけるネットワーク運営者に関する定義又は概念は、主に通信事業者・無線通信事業者・インターネットサービス提供事業者を指すことが多いのに対し、本法ではこれに加えて、上述のように「中国でITネットワークや情報システムを保有し、運営するありとあらゆる組織・企業」が含まれている。すなわち、中国に拠点を有する企業であれば、インターネットサービス等と関係のない業種の非IT企業であっても本法に定められた規制が及ぶことになるため、「自分とは関係ない」とうっかりしているととんでもない落とし穴に落ちる可能性がある。

## 2. 「重要情報インフラ運営者」

「重要情報インフラ運営者」については、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要分野や、「破壊された場合、機能を喪失した場合、又はデータの漏えいが発生した場合に、国の安全、人民の生活、公共利益に重大な危険をもたらす可能性がある」分野における重要情報インフラ(本法31条)の運営者であると定義されている。つまり、「ネットワーク運営者」のうち、一定の要件を満たす者は、「重要情報インフラ運営者」に分類され、通常のネットワーク運営者よりも厳しい義務を課されることになる。

「重要情報インフラ運営者」に関して、上記の規定以外には、法律上、特に定義規定が設けられておらず、具体的な範囲が明確でない。しかし、外資系企業の中国ビジネス展開では非常に重要な概念であり、早急な明確化が待たれる。

本法31条では、「重要情報インフラ」の具体的な範囲と安全保護の規則は国務院が制定すると定められており、2017年7月にはガイドラインとして「重要情報インフラ安全保護条例」(意見募集稿)(以下「保護条例(草案)」)というが公表され、その中で「重要情報インフラ」の定義について、より詳細な規定が提示されているが、2018年7月中旬現在同条例は未だ成立に至っていない。また、同「保護条例(草案)」における「重要情報インフラ」の定義を見ても、「重要情報インフラ」がどこまでのものを含むのかは依然不明確なままである。

そこで、ここでは少し視線を移し、2016年6月に中央サイバーセキュリティ・情報化指導小組弁公室から政府内部に向けて通達された「国家サイバーセキュリティの検査に関するガイドライン」ではどのように「重要情報インフラ」を定義しているのかを見てみたい。同ガイドラインでは、「重要情報インフラとは、公衆にネットワーク情報サービスを提供し、又はエネルギー・通信・金融・交通・公共事業等の重要事業の運営を支える情報システムや工業制御システムであり、かつ、サイバーセキュリティ事故が発生した場合、重要事業の正常な運営に支障をきたし、国家の政治・経済・科学技術・社会・文化・国防・環境、及び国民の生命や財産等に大きな損失をもたらすものを指す。重要情報インフラには、ウェブサイト類(例えば、党政機関ウェブサイト、企業や事業単位<sup>3</sup>のウェブサイト、ニュースウェブサイト等)、プラットフォーム類(インスタントメッセージ、オンラインショッピング、オンライン決済、検索エンジン、電子メール、フォーラム、地図、音声動画等のインターネットサービス・プラットフォーム等)、生産・業務類(事務・業務システム、工業制御システム、ビッグデータセンター、クラウドコンピューティング・プラットフォーム、テレビ中継システム等)が含まれる」とされている。

<sup>3</sup> 日本の独立行政法人や特殊法人に相当する、主に教育、科学技術、文化、衛生管理等の活動を行う非営利組織。

かかる定義から、「重要情報インフラ」は比較的幅広いものを含む概念とされているのがわかるが、本法を読み解く際にも、この定義が参考になるだろう。例えばインスタントメッセージシステム、電子商取引プラットフォーム等も重要情報インフラとみなされる可能性があるということになる。

また、「保護条例(草案)」でも、下部に挙げる組織が運営・管理しているネットワーク施設及び情報システムが破壊された、若しくは情報漏洩が発生した場合、国家安全、民生、公共利益に著しく損害を与える恐れがあるため、これらを重要インフラ施設に認定する、とされている。

- ① 政府機関及びエネルギー、交通、水利、金融、衛生医療、教育、社会保険、環境保護、公共事業等の事業を行う組織
- ② 電気通信、ラジオ放送、インターネットワーキング等の情報ネットワークや、クラウド、ビッグデータ及びその他の大型公共情報インターネットサービスを提供する組織
- ③ 国防科学工業、大型装備、化学工業、食品薬品等の業界の研究・製造を行う組織
- ④ ラジオ放送局、テレビ局、通信社等の新聞業組織
- ⑤ その他の重要組織

本法のもとでも、上記の組織は重要情報インフラ運営者と認定される可能性があり、特に「運営・管理しているネットワーク施設及び情報システムが破壊された、若しくは情報漏洩が起こった場合、国家安全、民生、公共利益のいずれかに著しく損害を与える恐れがある」という性質が強いものについては、認定の可能性が極めて高くなる。

ただし、これらのガイドラインを併せて見ても、「重要情報インフラ運営者」の詳細な定義が見えてくるわけではなく、実務においては少なからぬ不安の声が上がっている。中には、やや行き過ぎた懸念や誤解も見られる。例えば、「条文上、ネットワークを運用するあらゆる民間事業者がこの定義下に収められる懸念があり、一部報道では、『ある外資系企業が国務院に照会したところ、多数の取引先情報を保有する顧客管理システムも重要情報インフラとみなされるとの回答を受けた』との報告もある」といったものや、「取引先情報を保有する顧客管理システムも重要情報インフラとみなされると目される状況下では、社内で電子データを扱うほとんどの企業が重要情報インフラ運営者に該当することになる」というものである。しかし実際には、重要情報インフラ運営者とはあくまでも公共通信・情報サービス・エネルギー・交通・水資源・金融・公共サービス・電子行政にかかわる「破壊されたり機能しなくなったりデータが漏洩したりした場合に、国家安全保障・国家経済及び公共の利益に深刻な打撃を与えるおそれのある事業の事業者」を指すものであり、取引先情報を保有する顧客管理システムまでもが重要情報インフラとみなされるわけではないと思われる。

### 3. ネットワーク製品及びサービス提供者

ネットワーク製品及びサービス提供者には、ネットワークに関連する設備又はソフト等を生産・販売する企業、クラウドコンピューティングサービス、データの処理及び保存サービス、インターネット通信サービス等を提供する事業者が該当する。ネットワークサービスの提供者は、本法に基づき、ネットワーク運営者としての義務を履行する必要がある。

## III ネットワーク運営者及び重要情報インフラ運営者の主な義務

### 1. ネットワーク運営者の主な義務

前述のように、社内でデータ通信ネットワークを構築しているあらゆる企業及びウェブサイト等を開設する一般企業がネットワーク運営者に該当し、本法に定められた規制が及ぶことになるため、以下のよ

うな義務が課される。

- ① 国の定めるネットワークセキュリティ等級制度に従い、セキュリティ責任者を設置し、セキュリティに関する各種措置を実施する義務(本法 21 条)
- ② (ネットワーク製品やサービスを提供する場合)提供した製品やサービスは、強制性を有する国家標準に適合するものでなければならず、不備・欠陥等のリスクが存在するときは、ユーザー及び関連主管部門に報告する義務(本法 22 条)
- ③ 一部のサービス(インターネット接続、ドメイン名登録 サービス、固定電話、モバイル電話等のインターネット接続関連のサービス等)を提供する者は、ユーザーと契約を締結する等の場合に、ユーザーに対して真正な個人情報の提供を要求する義務(本法 24 条)
- ④ ネットワークセキュリティに関する緊急対応策の制定義務(本法 25 条)
- ⑤ 公安機関、国家安全機関が法により国家安全を維持する活動を行う場合や犯罪捜査を行う場合に、技術サポート及びその他の協力を提供する義務(本法 28 条)
- ⑥ 国家網信部門及び関連部門が実施する監督検査に協力する義務(本法 49 条)  
(以下は個人情報に関する義務)
- ⑦ ユーザー情報の秘密保護義務、情報保護制度の構築義務(本法 40 条)
- ⑧ ユーザーの個人情報を収集・使用する場合には、「合法、正当、必要」の原則に基づき、収集・使用に係る規定を公開し、個人情報の収集・使用の目的、方法及び範囲を明示し、個人情報の情報主体の同意を取得する義務。また、自らの業務と関係のない個人情報を収集してはならない。(本法 41 条)
- ⑨ 収集した個人情報を漏えい、改ざん、破損してはならず、また、被収集者の同意を得ずに第三者に個人情報を提供してはならない(個人が特定できない形での第三者提供を除く)(本法 42 条)

ネットワーク運営者に該当する日系企業は、上記の通り、ネットワークセキュリティ責任者を設置する義務やネットワークセキュリティに関する緊急対応策の制定義務を負うほか、個人情報の収集・使用に関する規定の公開や、個人情報の第三者への提供時に原則同意を得る等の個人情報取扱義務を負うことになる。

さらに、中国国内でネットワーク製品やサービスを提供する場合には、それが強制性を有する国家標準に適合するものでなければならぬとされていることから、セキュリティソフトをはじめとするインターネット関連商品やインターネットサービスを中国で提供する場合には、中国の標準に合致させることが必要となる。

加えて、当局から捜査協力を求められた場合には、暗号化されたデータの復元を求められたり、データを差し押さえられたりする可能性や、ネットワーク通信自体が制限される可能性も存在する。

## 2. 重要情報インフラ運営者に追加で課される主な義務

重要情報インフラ運営者とみなされると、上掲のネットワーク運営者の義務の他に、以下の義務が追加で課せられる。

- ① 専門のセキュリティ管理機構及びセキュリティ責任者を設置し、定期的に従業員に対し研修を行い、重要システム・データのバックアップを実施し、ネットワークセキュリティに関する緊急時の対

応策を制定する等の義務(本法 34 条)

- ② ネットワーク製品・サービスを購入・利用することで国家の安全に影響を与える可能性がある場合、国家安全審査を受ける義務(本法 35 条)
- ③ ネットワーク製品・サービスを購入・利用する場合、関連規定に従い、提供者との間に安全秘密保持契約を締結し、安全及び秘密保持の義務・責任を明確にする義務(本法 36 条)
- ④ 中国で収集した、又は生じた個人情報及び重要データは、原則中国国内で保存を行い、業務上の必要性で国外に提供する必要がある場合には安全評価を受ける義務(本法 37 条)
- ⑤ 少なくとも一年に一度、ネットワークの安全性及びリスクに関して検査を行い、検査状況を関連部門に送付する義務(本法 38 条)

このように、より重い義務を負うことになるわけだが、特に、ネットワーク製品・サービスを購入・利用する場合に安全審査を受ける義務や、個人情報及び重要データ等の中国国内保存義務(個人情報・重要データの国外移転への規制)、データの国外提供時に安全評価を受ける義務等は、外資系企業にとってコストの大幅な増加、データのグローバル活用の制限、商品の安全性の弱体化等の問題を招く可能性があるといわれている。このうち、後者 2 種の義務への対応としては、必要に応じてシステムや事業スキームの調整を行い、コンプライアンス対応を進めつつ、より実効性をともなった情報管理体制を築くことが必要である。

#### IV 個人情報・重要データの国外移転への規制

中国で事業展開する外資系企業にとって特に留意が必要と思われるのは、本法 37 条の定める個人情報・重要データの国外移転への規制(国内保存)、データの国外提供時に安全評価を受ける規制(以下「本規制」)である。上述の通り、重要情報インフラ運営者には、中国で収集した「個人情報及び重要データ」の中国国内保存義務等が課される。また、重要情報インフラ運営者は無論、一定の要件を満たした組織等にもデータの国外提供時に安全評価を受ける義務が課される。

この安全性評価に関する詳細な判断基準について、国家インターネット情報弁公室が2017年4月11日に公表した「個人情報及び重要データの国外移転への安全評価弁法(意見募集稿)」では、国外に持ち出すデータが次のいずれかに該当する場合、インターネット運営者は業界主管部門又は監督管理部門に安全性に関する評価の実施を申請しなければならないとしている。

- ① 合計又は累計で 50 万人以上の個人情報が含まれる場合
- ② データ量が 1000GB を上回る場合
- ③ 核施設、化学生物、国防軍需産業、人口・健康等の分野のデータや、大規模工事活動、海洋環境並びにデリケートな地理情報データ等が含まれる場合
- ④ 重要情報インフラに関するシステムの脆弱性、安全保護等のインターネット安全情報が含まれる場合
- ⑤ 重要情報インフラ運営者が国外に個人情報及び重要データを提供する場合
- ⑥ その他、国の安全及び社会公共の利益に影響を及ぼす恐れがあり、業界主管部門又は監督管理部門が安全評価を実施するべきと考える場合

ここでいう「個人情報」とは、「電磁その他の方法によって記録され、単独で又はその他の情報と結合して、自然人の個人身分を識別できるあらゆる情報」をいい、例えば自然人の氏名、生年月日、身分証

明書番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号等が含まれるとされている(本法 76 条 5 号)。

また、本法の成立以前にも、個人情報の収集や使用の規範化を図る法規定は、以下の法令で言及されている。

- 「ネットワーク情報保護の強化に係る全国人大常委会の決定」
- 「消費者権益保護法」
- 「電気通信・インターネットの利用者の個人情報保護規定」
- 「情報ネットワークを利用した人身権益侵害事件に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」
- 「刑法修正案(九)」

本法中の個人情報保護に係る条項でも、その保護原則は上掲の以前の法規定中の記述と基本的に同様であるが、保護内容については拡充が行われ、新しく個人情報の情報主体の削除権や訂正権等が加えられている。

このように、「個人情報」という語については現段階でも法律上の明確な定義がされていると言えるが、一方で「重要データ」についてはその定義が曖昧である。2017 年 4 月 11 日に公表された「個人情報及び重要データの国外移転への安全評価弁法(意見募集稿)」では、「重要データ」を「国の安全、経済発展及び社会公共利益と密接な関係をもつデータ」として定義しているが(17 条)、具体性に欠ける。

更に、重要データが業務データと商業データを区別するものなのかも不明であり、関係付随法規による明確化が必要である。また、重要データを国外に移転する際には安全評価を受けなければならないが、これが企業のコンプライアンス管理に大きな負担となる可能性がある。一部の専門家は、国家の安全や社会の安定にかかわるデータの国外移転に対して規制をかけることは国際的な流れにも合致するとしながらも、規制があまりに細かいものまで及ぶようだと、企業、特に多国籍企業にとっては大きな業務上の負担となると指摘している。このため、関係部門が重要情報インフラの認定やデータ移転に伴う安全評価の具体的な規則を制定する際には、データの安全性と業務の利便性のバランスの確保に努めているのである。

これらの難問を解決するためか、前述の「重要情報インフラ」の定義に関連する「保護条例(草案)」や、「重要データ」の定義・「安全評価」の詳細を定める「個人情報及び重要データの国外移転への安全評価弁法」(以下「本弁法」)に関する意見募集が行われたが、2018 年 7 月中旬現在においてはいずれも成立に至っていない。これらの法規の立法担当者である弁護士に対するインタビュー記事によると、本弁法の草案の第二稿(未公表)には、2018 年末まで「安全評価」の実施を延期するとの条項が含まれているとの情報もあるようだ。

筆者が調べたところ、本法違反に対する行政処罰案件としては、ウェブサイト運営者のセキュリティレベルが不十分であったために過料処分を受けた事件や、実名制義務を履行しなかったため処罰を受けた事件等が報道されているものの、本規制に違反したことを理由とする処罰例は見当たらない。本規制は法律のみが先行し、実際の規制が追いついていない形となっているため、現時点では、本法に違反したことを理由に直ちに処罰がなされる可能性は高くない、といったところだろう。

しかし、本弁法の意見募集稿において、本規制の対象が「重要情報インフラの運営者」から「ネットワーク運営者」に拡大されている点には注意が必要である。すなわち、今後制定される各細則の内容次第では、重要情報インフラの運営者に該当しない者にも本規制が適用されることとなる可能性があるということであり、中国において事業を展開する企業であれば、内資・外資を問わず対策が必要となる。ただし、

この点については相当の質疑や議論が発生したためか、本弁法の草案の第二稿(未公表)では、「中国で収集した、又は生じた個人情報及び重要データに対して、中国国内で保存を行うことを求めない」と改められた模様である。

本規制に対応するために必要となる具体的な対策としては、今後制定される安全評価判断基準の内容次第であるが、中国国内に重要データや個人情報を保存するためのサーバーを確保することが考えられ、実際にこうした対策を採る企業も出てきている。今年の旧正月明け、筆者の携帯電話に Apple 社から、「本年 2 月 28 日より中国国内の iCloud サービスは貴州大数拠産業発展有限公司が運営を行う」との通知があったが、これは Apple 社が本法の施行後ほどなくして中国貴州省にデータセンターを新設するとの方針を発表し、本規制に従う姿勢を示したことを受けた結果である。これにより、中国本土における Apple 中国社のクラウドサービスはすべて中国国内にあるサーバーを使用するようになった。

## V 個人情報を取扱う外資系の留意点

現在の中国では、個人に関するビッグデータを民間企業が活用することも比較的容易であり、サービス分野においては個人の行動履歴や購買行動等が詳細に反映された多様なビジネスが生じることが考えられる。個人情報を管理する企業への信頼性の高さが中国におけるビッグデータ活用の追い風となっているのだ。一方、IT やインターネット、人工知能等の急速な発展に伴い、SNS、電子決済、EC、配車サービス、投資、飲食店での割引等、日常生活ではスマートフォンに頼ることが多く、個人情報を企業や個人に開示する機会が急激に増えている。このため、大量の個人情報が不正取得、不正利用等の危険にさらされる機会が多くなり、ネット上では詐欺が横行し、個人情報侵害の犯罪が多発しているとの報道もよく見られる。

このような状況を背景に、ネット時代に相応しい個人情報保護制度を構築すべく、消費者権益保護法や昨年 3 月 15 日に公布された民法総則及び本法等に個人情報に関する条文が規定される等、ここ数年で個人情報保護に関する多くの法令が公布、施行された。このうち、初めて法律レベルで「個人情報」の概念を明確に規定しているのが本法である。

個人情報の保護について、本法では主に下記の点を定めている。

- ① ネットワーク運営者が個人情報を収集、使用する場合には、適法性、正当性、必要性に関する原則を遵守しなければならない。収集及び使用に関する規則を公開し、情報を収集、使用する目的、方法及び範囲を明示するとともに、被収集者の同意を得なければならない。
- ② ネットワーク運営者は、収集した個人情報を漏えい、改ざん、毀損してはならず、処理作業を経て特定の個人を識別できず、かつ復元できないようにした場合を除き、被収集者の同意を得ずに他人に個人情報を提供してはならない。
- ③ ネットワーク運営者は、技術的措置及びその他の必要な措置を講じ、収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、毀損、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、毀損、紛失が発生した、又は発生する恐れがある場合は、直ちに救済措置を講じ、速やかにユーザーに告知するとともに、関連主管部門に報告しなければならない。
- ④ 個人は、ネットワーク運営者が法律、行政法規の規定又は双方間の約定に違反して、個人情報を収集、使用していることを発見した場合、ネットワーク運営者にその個人情報の削除を求める権利を有する。ネットワーク運営者が収集、保存した個人情報に誤りがあることを発見した場合は、ネットワーク運営者に訂正を求める権利を有する。
- ⑤ いかなる個人及び組織も、窃盗又はその他違法な方法により個人情報を取得してはならず、個人情報を違法に売却又は違法に他人に提供してはならない。



このように、外資系企業が従業員の個人情報を収集する際には、情報収集の目的(人事管理、企業内部調査等)、使用方法・社内での開示範囲を明確に説明し、書面による同意を取付けることが必要である。

ここで以下の点に留意が必要である。日系企業においては、従業員の入社時等に、収集した従業員の個人情報を日本本社の人事データバンクに転送する、ということがよく行われている。その際に、大量の個人情報を従業員の同意なく、社内イントラネットシステム、社内掲示板での開示等により第三者である日本本社へ提供してしまうと、2015年の「刑法修正案(九)」に定めた「情状が重い」に該当するとみなされ、違法とされる恐れがある。かかるリスクを避けるため、上記の社内での開示範囲に日本本社を加え、またそれを明確に説明し、書面による同意を取付けることが必要である。

また、家族構成、政治的見解、経済力に関する情報等、労働契約と直接関連のない個人情報を収集しないことにより、違法な個人情報の収集というリスクの根本的な回避を図ることができる。

在中日系企業では、小売業、サービス業、IT業、金融業又は製造業等の情報システム中に、大量の顧客個人情報及び重要データを含んでいる。サイバーセキュリティ事件が発生してデータが漏えいした場合、直ちに救済措置を講じ、速やかにユーザーに告知するとともに、関連主管部門に報告しなければならない。また、当該個人の書面による同意なく他人に提供したり、当該個人の授權範囲を超えて提供したりしてはならない。

本法において、個人情報保護内容については拡充が行われ、新しく個人情報の情報主体の削除権や訂正権等が加えられているため、できるだけ双方の約定通り個人情報を収集、使用、提供することが必要となり、さもないと当該個人から削除又は訂正を求められるおそれがある。

特に、これらの企業においては、取扱う情報の件数が多いことから、従業員情報の取扱いと比較して、「刑法修正案(九)」に定められた「情状が重い」の基準とされる件数に達しやすいため、企業は特にこれら個人情報の保護に注意を払わなければならない。

また、顧客情報の取扱いにあたっては、「消費者権益保護法」における個人情報に関する規定を遵守する必要がある。企業プライバシーポリシーの作成、及びその提示が必要であり、個人情報の使用目的、方法及び範囲を明示しなければならない。もっとも、社内で収集された個人情報に関する管理体制を構築し、セキュリティ措置を講じることにより、かかる個人情報を処理する情報システムの安全性を確保することが大前提である。

さらに、繰り返しになるが、中国で拠点を持つ日系企業にとって特に留意が必要と思われるのは、本法 37 条に定める個人情報・重要データの国外移転への規制(国内保存)、データの国外提供時に安全評価を受ける規制である。重要情報インフラ運営者には、中国で収集した「個人情報及び重要データ」の中国国内保存義務等が課される。また、重要情報インフラ運営者は無論、一定の要件を満たした組織等にもデータの国外提供時に安全評価を受ける義務が課される。これらの点にはくれぐれも注意されたい。

## 481号文廃止後の医療費補助金給付に関する問題についての分析

「労働契約の違反・解除に係る経済補償の弁法」(労部発[1994]481号、以下「481号文」という)は「労働契約法」が2007年1月1日に施行されるまで、雇用者が労働者に経済補償金を支払う際の重要な根拠とされていた。また、「労働契約法」には経済補償金に係る規定が存在しなかったため、同法施行後も、481号文は依然として労働争議の調整において重要な役割を果たしてきた。しかし、昨年11月24日、人力資源社会保障部(以下「人社部」という)は481号文の廃止を宣言し、これにより施行より23年近くが経つ481号文は正式に歴史の舞台から姿を消し、中国の経済補償制度は「ポスト481号文時代」に突入することとなった。

法律業務に従事する者、又はヒューマン・リソース・マネジメントを行う者にとって、481号文の廃止は新たな挑戦の始まりを意味するものであり、多数の人々の間で、481号文の廃止が企業にどのような影響を及ぼすのか、盛んに議論が展開されている。

そこで本稿では、481号文廃止後医療費補助金が給付されるか否か、及びその給付基準はどのようなものかといった問題について、弊所所属弁護士の分析を紹介する。また、481号文の廃止が経済補償金の支払い等の点で企業にどのような影響を及ぼすかについても、今後適宜分析を発表していく予定である。

## 1. 医療費補助金の給付が適用される状況

疾病又は業務外の事由による負傷により、労働鑑定委員会に障害者等級の第5級から第10級までのいずれかに認定された労働者は、以下の2種の状況に該当する場合、雇用者から医療費補助金の給付を受けることができる。

状況	給付の基準・内容	法的根拠
労働者が従前の業務若しくは雇用者が手配した別の業務に従事できず、雇用者が合法的に労働契約を解除した場合	6か月分の給与を下回らない額の医療費補助金 重大疾病に罹患した場合は9か月分の給与を下回らない額の医療費補助金 不治の病に罹患した場合は12か月分の給与を下回らない額の医療費補助金	481号文第6条(廃止済み)、 「『中華人民共和国労働法』の貫徹執行における若干の問題に関する意見」(労部発[1995]309号、以下「309号文」という)(有効)第35条
契約期間満了により労働契約が解除された場合	6か月分の給与を下回らない額の医療費補助金 重大疾病・不治の病に罹患した場合の医療費補助金については「適宜増額する」との表現のみ	「労働契約制度の実行における若干の問題に関する通知」(労部発[1996]354号)(有効)第22条、 「労働部が発布した[1996]354号文の関係問題の解釈に関する通知」(労部発[1997]18号)(有効)

## 2. 医療費補助金問題の処理

481号文の廃止以前、医療費補助金問題の処理の際には直接当該規定を引用することができた。また、481号文の他にも上表で挙げた複数の文書において医療費補助金について類似の規定があることから、481号文の廃止後も実務において医療費補助金の給付に直接影響が出ることはないと広く考えられている。

しかし、その他の文書においては、重大疾病、若しくは不治の病を罹患した労働者に対する医療費補助金の増額について具体的な規定が存在せず、これにより実務においてどのように扱われるかが不透明となってしまうことには注意しなければならない。実際に各地域の自治体が定めた条例では、481号文廃止後の医療費補助金問題の具体的な処理方法について、以下のような差異が見られる。

地域	処理方法	法的根拠
北京	481号文廃止後の医療費補助金給付について明確に定めた条例が存在しない。 関係部門の窓口指導意見によると、関係紛争は引き続き元労働部が発布した関係規范文書に従い処理が行われ、労働者が医療費補助金の増額を求める場合は立証責任を負い、481号文の規定に従い処理される、とのことである。	「『労働契約の違反・解除に係る経済補償の弁法』(労部発[1994]481号)廃止後の労働争議の処理における若干の問題に関する意見」 <sup>4</sup>
上海	雇用者が合法的に労働契約を解除した場合、労働者の6ヵ月分の給与を下回らない額の医療費補助金を給付する、としている。しかし、労働者が重大疾病・不治の病に罹患した場合については明確な規定が存在しない。	「上海市労働契約条例」(上海市人大常委会公告第58号)第44条
広州 深圳	広東省には医療費補助金について明確に定めた条例が存在しない。指導文書では、労働者が療養後も従前の業務に従事できず、また雇用者が手配した別の業務にも従事できない場合、雇用者は労働契約の解除にあたり規定に従い医療費補助金を支払わなければならない、とされている。 深圳では、契約期間満了により労働契約が解除された場合、「労働部が発布した[1996]354号文の関係問題の解釈に関する通知」に従い処理される。	「全省労働契約法律法規宣傳指導業務の強化に関する広東省労働社会保障庁の通知」(粵勞社函[2008]2110号)付属文書1「広東省労働契約の手引」 深圳市中級人民法院「労災保険待遇案件の審理に関する裁判の手引」第19条

### 3. 481号文廃止後の関係判例

公開されている北京・上海・広州・深圳4地域における医療費補助金に係る紛争の判例を見ると、相応の証拠が存在する場合は、全て医療費補助金の給付が認可されていることがわかる。参考までに、下部に一部の判例を挙げる。

地域	判例の事件番号	判決日	判決の根拠
北京	(2017)京02民終12205号	2017.12.26	具体的な条項は挙げられていないが、裁判所の用いた表現は309号文の第35条と同一のものである。
	(2018)京03民終321号	2018.01.31	労働契約書の中に医療費補助金に関する明確な記載があった。
上海	(2018)滬03民終1284号	2018.02.06	「上海市労働契約条例」第44条
	(2017)滬01民終13924号	2018.02.07	
広州 深圳	481号文廃止後、関係案件はまだ存在しないが、理論上は309号文の引用が可能。		

<sup>4</sup> 北京市人力資源社会保障局調停仲裁処が作成した非公開文書

#### 4. まとめ

481号文は廃止されたものの、雇用者の医療費補助金の支給義務が消滅したわけではない。481号文廃止による最も大きな影響は、労働者が重大疾病・不治の病に罹患した場合の医療費補助金の最低支給額が、従来の9か月分の給与、12か月分の給与という画一的なものではなく、6か月分の給与を基準とし適宜増額されるという柔軟なものへと変わったことである。ただし、管轄の地方自治体が別途条例を定めている場合は、それに従わなければならない。

### 法律トピックス

## 史上空前の個人所得税制改革

中国人が最も気にかけている税金といえば、やはり個人所得税だろう。近々中国ではその個人所得税の制度が改革が予定されており、大きく社会の関心を集めている。

現行の個人所得税法では、月当たりの基礎控除額を3,500元(約6万円)と定めており、2011年9月に施行されてから現在まで7年近くの間、この基準が適用されてきた。この7年で中国経済は長足の発展を遂げ、国民の収入も大幅に増加したが、同時に現行の基礎控除基準が現状にそぐわないものとなってしまっていたため、収入格差を是正しより公平な社会を築くべく、基礎控除基準を調整するべきだという声が多く上がっていた。

2018年3月5日、中国国务院の李克強総理は、第13期全国人民代表大会(略称「全人代」、中国の最高立法機関である)の第1回会議で、「政府活動報告」を行った。同報告では、個人所得税の改革(例えば、個人所得税の基礎控除額の引き上げや子供の教育費、重大疾病の医療費等の費用控除項目の新設)が言及された。

そして6月19日、個人所得税法の改正草案(以下、「改正草案」という)が全人代常務委員会第三次会議に提出された。同委員会による分科会での審議の結果、改正草案は常務委員会における採決手続を見送られたが、その原文は6月29日より全人代公式ウェブサイトで公開され、6月29日から7月28日まで、意見募集が行われている。今回の改正がなされれば、個人所得税法が1980年に施行されて以来7度目の改正となり、改正草案は基礎控除額の月5,000元(約8万5,000円)への引き上げや、個人所得税の徴収方式の変更等が盛り込まれた意欲的なものであることから、「税制の大変革」「史上空前の税制改革」と呼ばれている。

今回の改正草案のポイントは次の通りである。

### 1. 「居住者」と「非居住者」の概念の導入

改正草案は、国際的な慣行に学び、その第1条において、初めて「居住者」と「非居住者」の概念を導入している。下記2で述べるように、改正草案では、これら2種類の納税者による労働所得に対して、異なる税金徴収方式を設定している。改正草案第1条によれば、居住者とは、中国国内に住所を有し、又は住所を有しないが一つの納税年度のうち、中国国内に183日以上居住する個人を指す。納税者が居住者である場合は、中国国内及び中国国外で取得した所得が課税対象となる。これに対して、非居住者とは、中国国内に住所を有せず、かつ居住していない、又は住所を有せず、一つの納税年度のうち、中国国内での居住が183日未満である個人を指す。納税者が非居住者である場合は、中国国内で取得した所得が課税対象となる。

## 2. 給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の4種の労働所得を総合徴収方式へ移行

中国の個人所得税は過去40年近くにわたり、所得の種類ごとに個別に徴収されるという方式を採ってきた。これに対し、今回の草案では、居住者に対しては、給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得がまとめて徴収される総合徴収方式への移行が盛り込まれた。

個人所得税に対し総合徴収を実施するのは初の試みであり、今回の改正草案では比較的総合徴収が容易な労働所得をその対象としているのみだが、将来的には他の個人所得税に対しても総合徴収の範囲が拡大されていく可能性がある。

また、総合徴収が実施されるにあたり、従来は月単位で適用されていた基本費用控除が、年単位での適用へと変更される(これに併せ、控除額も調整される。詳細は次節参照)。年単位で基本費用控除が適用されるようになると、毎月の収入が不安定な納税者は、実際の税負担が軽減されることになる。

その一方、非居住者に対しては、従来通り、給与所得は月単位で徴収し、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の三種は都度徴収するとしている。

## 3. 個人所得税の基礎控除額の引き上げ

上述の通り、今回の改正草案では基礎控除額の引き上げが提言されている。具体的に言えば、居住者に対しては、月あたり3,500元から年あたり6万元(月相当額は5,000元)まで引き上げられ、非居住者に対しては、月あたり3,500元から月あたり5,000元まで引き上げられることになる。また、これまで外国人の給与所得に対する個人所得税額を計算する際には、基礎控除額に1,300元が上乗せされていた(つまり月4,800元の基礎控除が存在するのと同様であった)が、今回の法改正でこのような特別措置は廃止され、外国人であっても中国人と同様に、中国個人所得税法上居住者であるかそれとも非居住者であるかによって、その個人所得税の基礎控除額は、年あたり6万元と月あたり5,000元のいずれかが適用されることになる。

## 4. 税率構成を最適化、低税率適用範囲を拡大

今回の改正草案には税率構成の改革も盛り込まれている。中国でも所得税は累進課税制度を採っており、現行では月間所得額に応じて3~45%の7段階の異なる税率が適用されているが、改正草案ではこのうち3%、10%、20%の税率が適用される所得範囲を拡大することが検討されている。これは上述の基礎控除額の引き上げと併せ、特に低中所得層納税者の税負担を大きく軽減することに繋がる。

上記2~4で述べた、労働所得の総合徴収方式への移行や年単位での基礎控除の適用、下部で触れる税率構成の最適化や低税率適用範囲の拡大は、労働を通じて収入を増加させることを国民に奨励し、より経済的に豊かな社会を築かんがための措置である。

## 5. 子供の教育、継続教育、重大疾病、住宅ローンの利息、家賃等の控除項目を新設

今回の法改正では控除項目についても大きな調整がなされることとなり、広く社会の関心を呼んでいる。教育や医療への支出、住宅ローンの利息等はどれも人々の生活と深いかわりを持つものであり、これらを控除の対象とすることで、多数の納税者の税負担が軽減されることとなる。また、このような控除項目が増設されることにより、各納税者の支出状況に合わせ適切に税負担を調整することが可能となり、現行の各納税者の支出状況を一切考慮に入れない画一的な税徴収体制から脱却を果たすことができる。特に住宅・教育・医療といった分野の支出は、一般的な中国人の支出総額の中でも大きな割合を占めることが多く、これらの分野の支出が控除の対象になることで、より公平・公正な個人所得税の徴収が実現可能となるだろう。

## 6. 脱税防止条項の追加

一方で草案には、個人所得税法では初めてとなる脱税防止についての内容が加えられた。不正な商業行為やタックスヘイブン(租税回避地)利用による脱税行為に対し、税務機関に適切な個人所得税徴収を行う権限を持たせるとしている。

なお、今回の改正草案の公表以前、上部でも触れた全人代常務委員会による分科会では、出席者から、今回の改正草案より更に高い基礎控除額を設定すべき、基礎控除額に関する動的調整メカニズムの構築が必要である、地域間の個人収入格差を考慮に入れるべき等の修正意見が寄せられた<sup>5</sup>。これらの修正意見が、将来の個人所得税法に反映されるか否か、またどのように反映されるかは、引き続き見守っていく必要がある。

---

<sup>5</sup> <https://finance.qq.com/a/20180624/005232.htm>



## 「フランス優勝で全額返金」の華帝は、本当に勝者か？

北京時間 7 月 16 日午前、フランスが 4-2 でクロアチアを破り、2018 年ロシアワールドカップは幕を閉じた。

「フランスが優勝したら、華帝は全額返金！」ワールドカップ開催期間中、中国のキッチン家電ブランド・華帝 (Vatti、深圳証券取引所上場会社) は、このような「ギャンブル式」のマーケティング活動を展開し、ネット上で注目の的となった。フランスの優勝は現実のものとなったわけだが、華帝は本当に宣伝文句通り全額返金を行うのだろうか。

人々がまさに「華帝に返金するだけの資金力はないのでは」と気にかけていた北京時間 16 日午前 00:54 (東京時間午前 1:54)、華帝の公式 WeChat は「全額返金の開始」を宣言し、詳細な返金プロセスを公表した。この知らせは、フランス代表チームが優勝したというニュースとほぼ同時に、WeChat のモーメンツを駆け巡った。

華帝が有言実行を果たした！これを受け、華帝が今期ワールドカップ開催期間中に展開したマーケティング活動が大成功を取めたとのニュースが、再び人々の関心を集めることとなった。一部のメディアでは、一見華帝は損失を負うことのように見えるが、実際には華帝こそがスポーツマーケティングの分野で、今期ワールドカップ最大の「勝者」である、とまではやしている。では、華帝は実際に返金によりどれ程の損失を負い、またどれ程の利益を得ることになるのだろうか。

### 海老で鯛を釣った華帝、マーケティング効果は予想を大きく上回る

2018 年 3 月、華帝はフランス代表チームと正式に契約し、フランス代表チームのオフィシャルパートナーとなったことを明かした。フランス代表チームのスポンサーとしての地位を活かし、華帝は「優勝セット」(全額返金の対象となる換気扇、ガスコンロ、給湯器等の商品を組み合わせたもの)の販売を始め、5 月 30 日には、もしフランス代表チームが 2018 年ロシアワールドカップで優勝したら、2018 年 6 月 1 日 0 時から 2018 年 6 月 30 日 22 時まで「優勝セット」を購入した消費者に対し、領収書の金額通りに全額返金活動を行うと発表した。また、6 月 30 日には、フランス代表チームがベスト 8 に進出したことを受け、華帝は返金対象となる購入期間を三日間延長し、7 月 3 日までとした。

華帝の 7 月 5 日の公式発表では、2018 年 6 月 1 日から 7 月 3 日までの期間中、対象商品のオフライン・オンラインでの末端販売総額はそれぞれ約 5,000 万元・2,900 万元であり、合計末端販売総額では 7,900 万元にのぼることが明かされた。さらに、商品全体の販売総額も、オフライン・オンライン合計で、前年比 2.3 億円増となる約 10 億円に達したという。

また、華帝の株価も、今回のマーケティング活動の影響で、7 月 16 日月曜の始値が、7 月 13 日金曜の終値から 7%上昇する等した。

実際には、今回の「優勝セット」に含まれるものは売れ行きがよい製品ではなく、華帝にとっては在庫処理という目的もあったようだ。このほか、華帝の公式発表によると、オフラインの販売分 5,000 万元は華帝の代理販売業者が返金を行い、華帝自身はオンラインの販売分 2,900 万元の返金を行うだけであるという。さらに、オンラインの販売分は現金による返金ではなく、購入時に使用した電子商取引プラットフォームが発行するプリペイドカードを同額分提供するとしている(華帝がこれらのプリペイドカードを購入する際には、大量購入による割引も適用されることだろう)。

報道によれば、今回のワールドカップでは中国が最大のスポンサー国家であり、全部で 7 つの中国系スポンサーが 8.35 億ドルものスポンサー料を提供した。その内訳は、FIFA パートナーである万達が 5 億ドル、その他のワールドカップスポンサーがそれぞれ約 5,000 万ドルだという。一方華帝はフランス代表

チームのオフィシャルパートナーであり、上述の 7 つの中国系スポンサーには含まれない。華帝は今回のマーケティング活動において、約 2,900 万元足らずの返金費用(華帝自身が返金を行う金額)と少額の広告費のみで、他のスポンサー企業を遥かに凌ぐ広告効果を上げたことになる。損失がないどころか、海老で鯛を釣ったと言っても差し支えないだろう。

### ギャンブル式マーケティングの悲喜こもごも

法的角度から見てみると、華帝の今回のマーケティング活動が大きな成功を収められたのは、事前に発表していた「フランスが優勝したら」という条件が満たされてからすぐ、自主的に「全額返金」を履行する姿勢を示したことにあると言える。迅速に対応をすることで、消費者からの信頼を勝ち取るとともに、虚偽広告とみなされ行政処罰を受け民事賠償責任を負ったり、または炎上事件に発展したりするリスクを回避することができたというわけだ。

メディアの中には、華帝の今回のマーケティング活動を「教科書に載せられるレベル」のマーケティング戦略であるもてはやしているものもあり、今後は後追いをを行う企業も少なからず出てくるだろう。しかしながら、華帝が今回成功に導いたギャンブル式マーケティング活動の背後には、一定の法的リスクが潜んでいることには注意が必要である。

例えば、今回華帝は「全額返金」を謳っているが、消費者がオフラインのものかオンラインのものかによって、実際の返金時の対応には差異がある。オフラインで「優勝セット」を購入した消費者に対しては、店頭で全額現金で返金が行われる。一方、オンラインで「優勝セット」を購入した消費者に対しては、直接現金で返金されるのではなく、電子商取引プラットフォームのプリペイドカードが相応額提供されるというのだ。華帝はプリペイドカードも現金に相当すると述べているが、この点についてはメディアや消費者からも疑義が出ている。もしオンラインの消費者がこれに不満を持ち、虚偽広告に当たるとして訴え出るようなことがあれば、事態はより複雑になってしまうだろう。

また、国際サッカー連盟(以下、「FIFA」という)ではスポンサーに対し明確な等級を設けているが、華帝は他のブランドのように大量の資金を投じて FIFA 公式スポンサーとなることを選ばず、独自に一つの国の代表チームのスポンサーとなるという低コストな方式を採った。このようなやや逸脱的ともいえる華帝の今回のマーケティング活動を、FIFA や関係各所がどのように捉えているか、未だ公式発表はない。尤も、華帝がマーケティング活動中「フランス代表チーム」を強調し、「ワールドカップ」という言葉の直接使用を極力避けていたことからすると、華帝も FIFA との知識財産権紛争を回避するつもりであるのは明らかである。

さらに、華帝が今回このような独創的なマーケティング活動を展開したことで、華帝という企業全体に大きくスポットライトが当てられ、その良い点・悪い点がより強調されてしまう事態となっている。例えば、今回のマーケティング活動期間中、華帝の北京・天津地区の販売代理業者で、債務問題により法定代表人が失踪し、財産が差し押さえられているという事件が起こったが、これが広く過剰に報道されたことで、華帝の株価の暴落を引き起こし、またメディアや消費者から「全額返金」を実行するほどの財政力や信用力があるのかという疑義が寄せられるといった事態を招いた。また、一部のメディアは華帝の未回収の売掛金が大きく増加していること、近年広告費用が増加の一途をたどり、研究開発投資を大きく上回るようになってしまっていること等を大きく取り上げた。このように過剰に注目される環境の下で、どのように問題の対応及び解決を図っていくか、華帝の真価が試されることになる。

最後に、今回のマーケティング活動は、フランス代表チームの試合結果に直接的な影響を受けるものであることから、実際には極めてギャンブル性が強いものになってしまっていることにも注意が必要だろう。今回のワールドカップ開催期間中には、華帝の同業者である万和も類似の活動を展開していた。しかし、応援していたアルゼンチン代表チームが早々に敗退してしまったため、万和が大きく注目されることはなかった。このように、ギャンブル式マーケティング活動は本質的に商業リスクを伴うものなのである。通常、スポーツと結びつけられたマーケティング活動は、スポーツの持つ健全なイメージやスポーツ精神を製品と重ねさせ、徐々に消費者に対し信頼性の高い製品イメージを構築し、信頼を勝ち取っていくもの



である。一方、今回のような「ギャンブル式」マーケティング活動においては、人々が興味を持つのはその製品やブランドではなく、ギャンブルの勝ち負けや返金額がどれ程のものになるかといったことである。華帝が今回のマーケティング活動を通して一時的に非常に高い知名度を獲得したことは事実であるが、これは消費者の信用を勝ち取ったことを意味するわけではない。真の信用とは、苦心を重ね、企業の管理水準や製品の質を向上させることによって初めて勝ち取れるものであり、華帝の眼前には、未だ長い挑戦の道程が待ち受けているのだ。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6601  
[liushujun@glo.com.cn](mailto:liushujun@glo.com.cn)



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6609  
[baorongzhen@glo.com.cn](mailto:baorongzhen@glo.com.cn)

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、[GLO-JP@glo.com.cn](mailto:GLO-JP@glo.com.cn) までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。